

報告第14号

委任専決処分をしたものについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成29年12月5日提出

養父市長 広瀬 栄

専決番号	専決年月日	専決事項	内容等
第7号	平成29年8月30日	訴えの提起 について	1 事件番号 平成29年（ワ）第44号 2 事件名 建物明渡等請求事件 3 被告 [Redacted] [Redacted] [Redacted] 4 請求の趣旨 (1) 被告は原告に対し、本件土地建物を明け渡せ。 (2) 被告は原告に対し、金724,800円及びこれに対する支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。 (3) 被告は原告に対し、明け渡し済み又は平成30年3月末日のいずれか先に到来する日まで1か月あたり26,000円の割合による金員を支払え。